

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

2012年5月から



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

題子：四條田紀大

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.info (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

富山 株主訴訟結審！

判決は来年3月4日

本会事務局 小野寺恭子

富山・石川県の北陸電力株主8名が、代表取締役らを富山地裁に提訴した「株主差し止め訴訟」(株主が原告となって原発運転差止めを求める訴訟)が、2019年6月18日提訴から6年3か月を経過し10月1日に結審。裁判長は判決日を2026年3月4日と指定しました。

今回の株主訴訟を提起するに至った一番の理由は、株式会社の最高意思決定機関であるはずの株主総会において、脱原発株主らが原発が高リスク・高コストであることを指摘する質問や意見を述べ、会社の原発依存の経営方針の転換を求めたのに対して、取締役らはこれにきちんと答える

ことなく、回答をはぐらかすなどの対応を続けてきたことにあります。さらに北陸電力の代表取締役らは、福島第一原発事故を通じて、万が



今号の内容

▼富山 北電株主訴訟結審!.....1~3

▼連続学習会

① クリアランス製品がやってくる...2~12

② 新增設する新型革新炉.....13~20

▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟...20~24

一にも大事故を起こしたら会社の存続が危ぶまれるような事態に陥ることを目の当たりにしても、福島事故から何の教訓も得ようとせずに、まだ原発を再稼働しようとしていることも大きな理由です。

簡潔にまとめると、被告である北陸電力の取締役らは、会社法 330 条(役員は会社から「委任」されている)、民法 644 条(受任者(役員)は善管注意義務を負う)及び会社法 355 条(取締役は忠実義務を負う)をもとに、北陸電力に対して善管注意義務及び忠実義務を負っていることとなります。しかしながら、本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことは、北陸電力自身に回復することができない損害を生じさせるおそれがある。つまり善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為といえます。さらに地域住民、将来世代等にも回復することができない損害を生じさせるおそれがあることから、株主である原告は会社法 360 条(株主による取締役の行為の差止め)に基づく差止めを求めて本訴を提起した。

そもそも北陸電力の取締役会において本件原発の再稼働について真摯な話し合いがもたれていたのかどうか問題となりました。そこで原告側は、志賀原発再稼働方針が議論されたはずの取締役会議録の文書提出命令申し立てと金井豊被告の本人尋問を求めました。原子力本部長から社長に就任し現在北陸電力の会長である金井氏の本人尋問はかなわなかったのですが、会議録の部分開示は実現できました。この部分開示によって、被告らが事故リスクや再稼働に要するコスト等を十分に検討した形跡は窺えず、また、それらリスクやコストを踏まえた他の発電方法との比較検討並びに本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡も窺われず、すべてが再稼働ありきで進められていたことが明らかになりました。経営の根幹にかかわるはずの原発再稼働の是非について議論は行われていなかったのです。

ついでながら、被告側は民事訴訟法第 92 条(秘密保護のための閲覧等の制限)に基づいて、裁判所に、「営業秘密」を理由に 2014 年の取締役会議事録等の閲覧制限を申し立てています。これは当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができるというものです。したがって 2025 年 9 月 24 日付で提出された原告側の最終準備書面が「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団ホームページ」で公開されているのですが、該当する部分については裁判所が取り消すまではこの閲覧制限が有効なことから、該当部分がマスキングされた準備書面となっています。関心のある方は、この空白の頁を含む準備書面を読んでいただいて、そこにいかなる内容の「営業秘密」が書かれているのかを想像してみてください。

一方で、以上のような原告主張に対し、被告は「原告らをはじめとするごく一部の株主によりなされた本件原発を再稼働すべきでないという提案がいずれも圧倒的大差で否決され、本件原発再稼働を目指す経営方針は圧倒的多数で支持された。被告ら取締役にあっては、承認された経営方針に従う義務があり、これに反することが善管注意義務及び忠実義務ひいては法令に違反することになる」と反論しています。

また 2024 年 1 月 1 日の能登半島地震について、原告側は地震がもたらした大きな被害(建物の倒壊・道路の寸断・海岸の隆起等)について、2 月 26 日に被害の状況について現地調査を行った結果を裁判所に提出し、3 月 4 日の第 17 回口頭弁論でプレゼンを行っています。今回のように家屋の倒壊や道路の寸断で住民避難が困難な中、原発事故が重なったら、住民の放射能被ばく

は避けられず、たとえ新規規制基準に適合しても、安全性の担保にならないことを主張しました。これに対して被告は「令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており原子炉施設の安全確保に問題は生じておらず(略)本件原子力発電所の安全確保に問題はないとしているところである」と反論を行っています。

これまでの口頭弁論でのやり取りを振り返ってみると法廷の中でも、準備書面を通して、真正面から原告と被告が対立し意見をぶつけ合う緊張した場面がありました。原告・原告側弁護士の皆さんのご努力と志賀原発を動かしてはいけないという熱い思いが伝わる裁判でした。原告団長の和田廣治さんは「志賀原発は今も大地震、重大事故の危険性が極めて高い」「原告団の思いがかない、勝訴判決が出されることを地裁に強く求める」と述べています。私も判決日には富山地裁に行き、原告団と弁護団のこれまでの闘いに敬意を表し、勝訴を期待し応援したい！

判決は2026年3月4日午後3時から！

☆連続学習会の報告☆

8月と9月連続でZoom学習会を本会主催で開催しました。ひとつは原発廃炉に伴って発生する廃棄物の一部の再利用(クリアランス製品)について(8月24日)、もうひとつは関電が計画している次世代型原子炉について(9月28日)です。以下にその内容を報告します。福井県おおい町の宮崎宗真さん、そして本会副代表でもある福井県高浜町の東山幸弘さんからそれぞれ報告をいただきました。

また4号機が1993年2月2日に営業運転を開始しています。このことからわかりますように、私たちは原発に対してあまり警戒心を持っていない人間だったのです。2011年の東日本大震災、福島第1原発事故を契機に、やはり原発というものは恐ろしいものであるというか、人間の知恵で押さえ込めないことを改めて知り、そこから反原発の運動に参加するようになりました。現在はいくつかの活動していますが、原発に反対するということでは「ふるさとを守る高浜・おおいの会」に所属しています。

クリアランス製品がやってくる？

全国初の「クリアランス金属集中処理工場」が敦賀に それって本当に大丈夫？

宮崎宗真さん(ふるさとを守る高浜・おおいの会)

高知から若狭へ来ました！

私たちは平成5年(1993年)8月、高知県の物部村ってところから大飯町(現・おおい町)の小さなお寺に家族で転入してきました。現在私は寺の副住職です。その1993年というのは、大飯原発の3号機が1991年12月18日に営業運転を開始していま

近所に TVE の工場が！

最初に、どういう経緯でクリアランス金属の問題性に気がついたかということをお知らせします。昨年10月にTVEという会社が町内に工場を新設するというので、住民説明会が行われました。10月18日と19日の両日です。ある議員さんから説明会のことを教えてもらって、ちょっと調べてみると参加した方がいいなと思ったので、私は19日の住民説明会に参加しました。どういうものが来るかということですが、おおい町が舞鶴自動車道大飯高浜インターの高架下に造成した「しごとみらい産業団地」というところに、兵庫県に本社を置くTVEという会社、元は東亜

バルブエンジニアリングという会社で、船や発電所で使われるバルブ製造の会社です。関西電力の原子力発電所の中で使われるバルブなども製造しており、メンテナンスのために高浜・大飯・美浜各発電所内に出張所を設置しています。

まず第1工場を建設して、原発や船舶向けの安全弁バルブ等を製造するということが第一段階です。原発の廃止措置工程と嶺南Eコースト計画の進捗状況を見ながら第2工場を建設するということを提案しています。ここで廃止措置工程で出るクリアランス金属を再利用して、原発から出る廃棄物の収納容器などを製造するという説明を受けました。

大飯高浜インターを降りてすぐ東側にTVE工場建設の予定地がありますが、産業団地と言ってもものすごく規模は小さいもので、要するに使わなくなった農地を変えて産業団地を造成したということです。私達が住んでいる小さなお寺は川を挟んだ東側の集落にあって、すごく近いので心配です。先ほど言いましたが、第1工場を作ってしばらくして条件が揃ってきたところで第2工場を作るということになっています。彼らの目的は第2工場だと思います。説明会でも参加した住民の中から環境への影響に対する懸念が出されていましたが、工場用水については循環させるとか、騒音はなるべく出さないように操業時間を制限する、などと説明していました。私が一番問題にしたのはクリアランス物を扱う際に出る廃砂などをどうするかと質問すると、きちっと箱に入れて保管庫に管理しますという説明を受けました。ちなみにこの説明会の時は、中心にTVEの人たちが並んでいて、右側には町の担当課の職員と副町長、左側には関電の大飯原発の所長と廃炉担当の部長が同席していました。彼らが言う第2工場とはどういうものかということ、福井県の集中処理工場で作られたクリアランス金属として認定されたインゴット塊ですね。塊を持ってきてこの工場に運んで、溶融して型に入れて製品を作る。廃炉に関わる時に出る廃棄物の、いろいろなレベルに応じた収納庫を作成するというのが、このTVEの第2工場になるということです。

嶺南Eコースト計画の一環

嶺南Eコースト計画というものがあまして、嶺南地域が原発と共存しながら新たな産業の創出とか、関連産業の創出とか、まちづくりですね。そういうことを話し合う嶺南共創会議(福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議)というものがあるのですが、この会議で関電が企業誘致ということで、おおい町のしごとみらい産業団地にTVEの工場を誘致するのを手伝いましたと言っています。実はこの産業団地は、かなり前から企業誘致をあちこちに働きかけていますがなかなか埋まらず、唯一決まったのがTVEです。たぶん関電が間に入って、ここに企業を入れたというのが本当のところだとは思いますが、こういう会社が入った場合、残っている場所に入る会社があるだろうかということを、私は心配しています。

最初に説明会があると聞いたときに、クリアランス金属って何だろうと思ったぐらいで、あまりわかっていませんでした。住民に2日間かけて説明会をするということは問題があるのではないかと考えて、検索してみると二つの問題があるのではないかと私は考えています。一つはクリアランスそのものの問題点です。二つ目は集中処理事業のことで、説明会では出なかったのですが、私は調べていてこういう事業があるのわかったので説明会でもこのことを尋ねました。福井県が日本で初めてクリアランス金属の集中処理事業を計画しているということ、この二つの問題があると理解しています。私1人が調べていても埒が開かないなと思ったので、誰か専門の人がいないだろうかと考えていたところ、以前から親交があった関西の方から、その方が所属している「核のごみキャンペーン関西」という会のメンバーで、「はんげんぱつ新聞」編集長の末田一秀さんという方がクリアランスについてよくご存じだということで、その方をお迎えして仲間たちと一緒にオンラインで学習会を開催することになりました。



クリアランス金属の対象は？

原子力発電所の廃止措置が今あちこちで進められていて、廃炉決定済みが18機あります。今の日本で考えられている廃止措置は、汚染が少ないものから徐々に解体していったり更地にするというものだと思います。廃炉が進んでいくと多くの放射性廃棄物が出てきます。敦賀の1号機とか美浜とか、私達が住んでいる大飯の1,2号機も、周辺設備の解体段階になっています。原子力発電所等の廃止措置で多くのゴミが発生します。皆さんがよくご存知の使用済み核燃料は高レベル放射性廃棄物です。これは地層処分というのが日本で考えられていて、その処分主体はNUMOになりますけれども、それ以下の低レベル放射性廃棄物はL1・L2・L3と言って放射線レベルの強さによって分けられていて、それによって地下何メートルよりも下に埋設しなければいけないというような処分方法までは決まっています、これは電気事業者が処分主体になるということになっています。

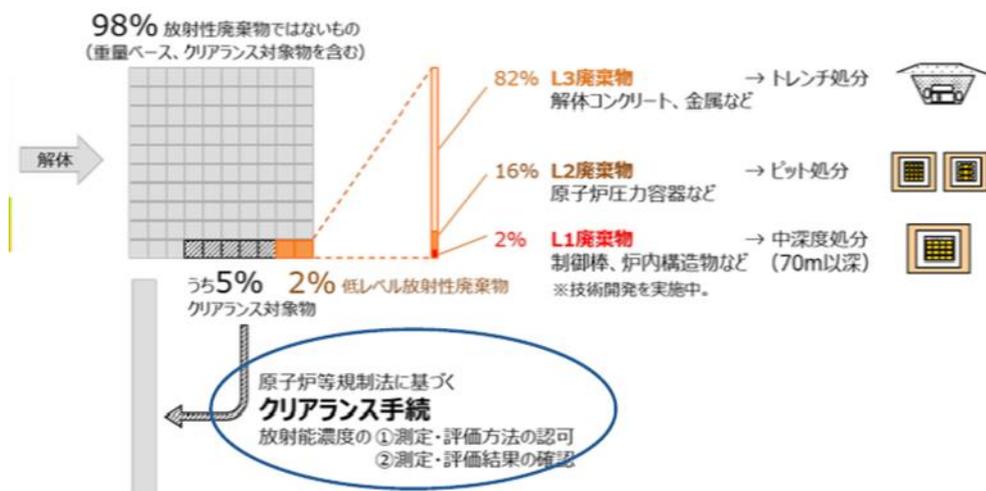
このL1・L2・L3は全体の廃棄物の中の2%です。残りの98%は放射性廃棄物ではないものとされています。その98%の中の5%がクリアランス対象物として考えられています。クリアランスの手続きに従って、いろいろ測定などをして再利用されるということになっています。ちょっと横道ですけどもL1は処分地未定ですし、L2については、定期検査で出た分は六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出されますが、廃止処置に伴うものがどこに行く

かはまだ決まっています。L3もまだ決まっていないとは言っていますが、元規制委員長の更田さんが、「これはサイト内が合理的でしょう」というような話をしています。廃止措置が進む東海原発では、L1とL2の処分地が決まっています。L3の一部はトレンチ処分といってサイト内に穴を掘ってそこに埋めています。L3の一部のみです。だから、L1・L2・L3の処分地が決まっていなかったことが、廃止措置の遅れの原因になっています。この辺のところは原子力資料情報室の『どうする原発のゴミ3』という冊子が400円で売っていますので、詳しくお調べになりたい方は読んでみてください。

目的は廃棄物の減量

クリアランス制度とは、「廃炉に伴って発生する放射性廃棄物のうち、放射性物質の放射能レベルが低く、人体への影響がほとんどない物については国の認可、確認を経て、リサイクルまたは産業廃棄物として処分することができる制度」とされています。この制度では人体の健康への影響が無視できるレベルとして、年間0.01ミリシーベルト(10マイクロシーベルト)になりますけれども、このレベル以下のものをスリ切り処分としてリサイクルすることが許されています。核種ごとに基準が決められています。これは2005年の原子力規制法改正(改悪)によって導入されました。制度の導入の理由としては、廃炉解体によって大量に発生する放射性廃棄物の減量が目的で

す。廃炉にかかる費用をどうやって減らすかが事業者の課題なのです。ここに「人体への影響がほとんどないものについて」と書いてあり、人体の健康への影響が無視できるレベルとしていますが、決して「影響がない」とは書いてありません。本当に健康影



響はないのかということですが、人体への影響に関してはいろいろな見解があって、米国科学アカデミー委員会からは、「被ばくのリスクは低線量に至るまで直線的に存在し続け、閾値はない。最小限の被ばくであっても人類に対して危険を及ぼす可能性がある」という報告書が2005年に出されています。

人工放射性核種なのに・・・

スソ切りとクリアランスの関係として、核種ごとのクリアランスレベルが設定されていて、これ以下のものは放射性廃棄物として扱う必要がないものとしてスソ切り処分をするということです。電気事業連合会のクリアランスの安全性の説明資料によると、1年間に受ける放射線の量が0.01ミリシーベルトとなる放射能濃度と定められていて、「自然界の放射線から受ける線量の100分の1以下」と書いてあります。だから大丈夫だと書いてあります。自然界に存在する放射線の平均値の100分の1であれば本当に大丈夫なのか、疑問が残ります。原子力発電所が生み出す放射線核種というのは天然に存在しない人工放射性核種なので、これまで生物が長年かけて有効に活用してきた天然の元素との誤用が新たな健康被害になるという可能性も指摘されています。これがまさにヨウ素ですよ。放射性ヨウ素を甲状腺に取り込んでしまうとか、ストロンチウム90がカルシウムの代わりに骨に溜まってしまうという誤用が、新たな健康被害になる可能性が指摘されています。

何に使われるのか

クリアランス制度でスソ切り処分された放射性廃棄物は一体どうなるのかということ、制度上はフリーリリースで何に使ってもいいということです。追跡の記録や表示の義務付けも不要ということになります。例えばフライパンや鍋やスプーンとか、缶のジュースやコーヒーの飲料缶などに使われる可能性もあります。ただし、制度導入時に「スソ切り処分連絡会」という全国ネットワークのロビー活動で、本当に国会議員の方たちの所に足繁く通って問題性をお伝えしたようです。

市民が勝ち取った「制度が定着するまでの間」は、電気事業連合会の自主ルールとして、「業界内だけで再利用されることと、自主的に搬出ルートを把握すること」が一応そのとき決められました。これは現在も生きていて、実にこれは大切なことだと思います。どこで使われているかが把握できないと非常に不安ですよ。

ところでこの「制度が定着するまでの間」とは一体どういうことなのかということ、当時の国会審議で質問に立った議員に対して、当時は原子力安全保安委員会ですが、「審議でデータを示し、透明公開のプロセスで判断したい」と答弁しているそうです。

そうは言っても現状ではどんなところに、クリアランス物が再利用されているか。先ほど説明した自主ルールを、ほとんど守っています。あちこちの発電所とか電力会社関係の施設に設置するベンチやテーブルの金属部分に使っています。ただ、福井県だけが突出しているように見えます。嶺北の方では照明灯に加工されています。他県では発電所内とか電力関係の施設の中でのみ使われていますが、福井県は全自治体の集客施設にいろんなものが置かれています。県庁の中のロビーにもクリアランス金属を使ったベンチが置いてあり、「これはクリアランス金属から作られたものです」と表示されています。嶺南の方はサイクリングロードがあって、各道の駅にサイクルスタンドが置かれています。さっき嶺北の方で照明灯が多いという話をしましたが、これはなぜかということ、敦賀工業高校や福井南高校の生徒たちが照明灯のデザインを考えて製作に参加していて、それがあちこちで使われるようになっていきます。高校生たちが製作に関わるとマスコミが取材して記事にします。そこで健康にほとんど影響がない金属ですよということをPRするわけです。クリアランス制度の定着を図る巧妙なやり方が、私はちょっと許せないなと思うのですが、皆さんはいかがでしょう。



全国で初めて県内全17市町にクリアランス製品を設置



これは福井県が独自に考えたことではなくて、以前から資源エネ庁が考えていて、クリアランス制度を導入した2005年から順次いろんなものを作っていて、2021年から23年までの間に今まで作ったことのない照明灯など一般製品への加工実証を行い、今後は公共事業にも使うようにして社会全体への周知を図っていくということが、資源エネ庁の資料にきちんと掲載されています。

福井県内企業に元請けに

繰り返すようですが、原発廃止措置によってクリアランス対象物の増加が進んでいきます。現状では年間1000t程度発生するものが、10年後には10倍程度発生するという予測を立てています。増えていくのであれば、それを処理するだけでなく再利用するというのが、彼らにとっては重要な課題になっています。今まで資源エネルギー庁が巧妙にいろいろ計画を練りながらやっていて、今年の2月18日

に出された第7次エネルギー基本計画、原発回帰に舵を切った基本計画には、クリアランスについて明確に書かれています。「クリアランス物については、廃止措置の円滑化および資源の有効活用の観点からフリーリリースに向けたロードマップを策定するとともに、電炉メーカー等の協力を得ながら、より需要規模の大きい建材加工に取り組み、更なる再利用先の拡大を進め、早期のフリーリリースを実現する。加えて、クリアランス物の検認の効率化に向けて集中処理事業等の取り組みの支援を行い、関係者と連携を進めていく」と基本計画に書かれてしまいました。

それと並行して、嶺南Eコースト計画です。その基本理念に「嶺南地域を中心に、原子力を初め、再エネを含む様々なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを目指すことにより、人・企業・技術・資金が集まるエリアの形成を図る」と書かれていて、2020年からおおむね10年程度を計画して、毎年、共創会議でこんなことをやりましたという報告がなさ

れています。これの基本戦略2にデコミッショング・ビジネスの育成が掲げられていて、廃止措置工事等に地元の企業が参入することを促進し、リサイクルビジネスを進めると書かれています。これまで県内の企業は下請けの下の方か孫請けとか、そういう仕事しかもらえなかったわけですが、廃止措置工事のノウハウや技術を持つ県内企業が集まって企業連合体を結成して、従来県内企業が受注できなかった元請けや1次下請け業務に参入していくことを福井県は進めたいのだと思います。これが要するに彼らがデコミッショング・ビジネスに力を入れている一つの理由だと思います。なおかつ、県外の廃止措置工事にも進出することを目標にしているということがわかります。

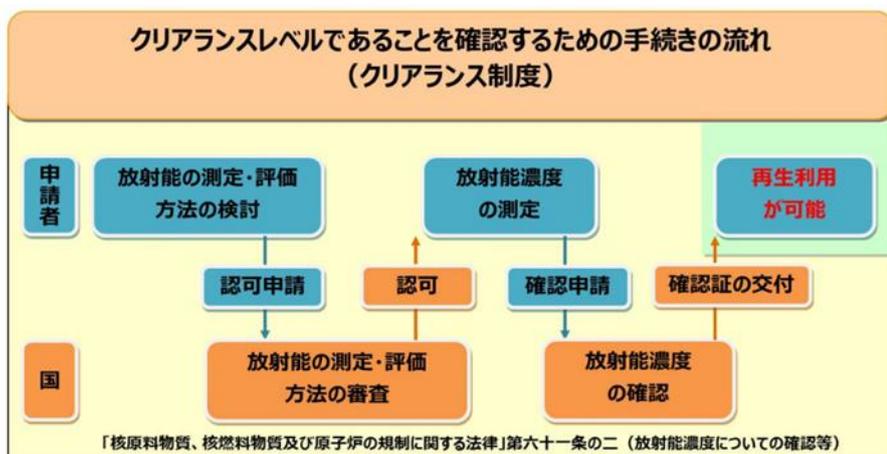
手続きの流れ

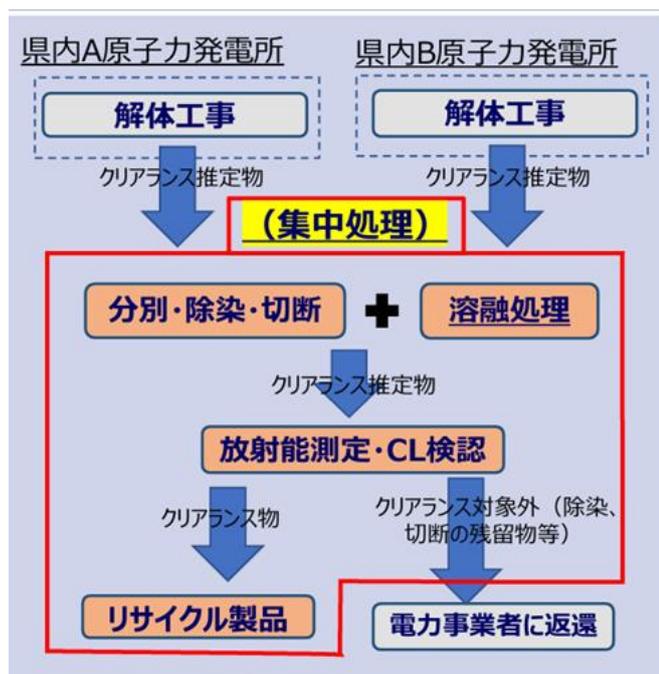
今のクリアランス制度はどういう仕組みかという、これは電気事業連合会の資料に入っている「クリアランスレベル確認のための手続きの流れ」という図です。要するに、原発の電力会社が放射能の測定とか評価の方法をまず検討して認可申請します。国側はその放射能の測定や評価の方法を審査して認可を与えます。認可を与えられた方法で放射能の濃度を測定して確認の申請をします。放射能濃度が問題ないとなると、確認証の交付が行われて初めて再生利用が可能になります。現行だと、ここまでは、サイトの外には出さないという仕組みになっています。

効率化のために集中処理

今考えている集中処理事業では、福井県に関西電力や日本原燃の原発があり、もんじゅ、ふげんもあるという特殊性があって、集中処理をしようということです。原発のクリアランス検認作業は発電所ごとに実施されていますが、集中処理事業をする工場を1ヶ所で集中処理をして効率化を図ろうということが目的になります。これは嶺南Eコースト計画室が2021年に作った資料ですが、検認前溶融処理という新しい方法を出して来ました。現行では、廃棄物の汚染や形状にばらつきがあるため、検認作業が複雑化している。溶融によって汚染の均質化形状の画一化が見込まれて、今までよりも作業が効率化するということが、海外では30年も以上前からこういう処理をしてクリアランス物のリサイクルを促進しているということを行っています。例えば、発電所から原発1号機のクリアランス推定物がこの集中処理工場に運ばれ、そこで分別・除染・細断されて、ある程度大丈夫というものを溶融処理するという事です。クリアランスの、あくまでも推定物で、溶融した中からサンプリングして放射能測定して、ここで初めてクリアランスの検認が行われます。今回福井県が考えているのは検認される前のクリアランス推定物というものをサイト外に出して、工場に運んで溶融してから検認して、大丈夫だった場合はクリアランス物として、おおい町のTVEのような工場に運びます。溶融するとスラグとかダストなどが出てきますが、それが高線量だとクリアランスの検認に引っかかるので、そういうものは電力事業

者に返還されることとなります。今度の事業案では、開梱するところから福井県の企業連合体が引き受けて、検認前溶融をしてしまって、そこでサンプリングしたものを検認してOKが出たものが製品加工に行くという流れです。福井県嶺南Eコースト計画室の資料ではA~Eまでの事業モデルが提示されているのですが、検認前溶融を追加したEモデル





が最も効率的(検認前熔融による除染効果、均質化、減容化)で収益性が高く、受け入れ量も多くなると結論づけています。デメリットとしては、特別廃棄物管理施設に該当する可能性があり、この認可を受けられるかがリスクであると考えているようです。採算性を評価した資料も出していますが、Eモデルは初期投資が他のモデルの2倍必要だが、20年後の試算では収入が支出を大きく上回るため採算性が最も高いとされています。県や市町がお金を出すわけですし、ビジネスとしての側面が重要だとは思いますが、それだけでいいのか疑問を感じます。

陸上輸送に加えて海上輸送も

発電所から出てきたクリアランス推定物を陸上輸送して、管理棟に入れて一時保管して、前処理として分別、除染、細断をして、OKになった物は熔融します。ここでアウトになった物は2次廃棄物処理設備の方に行きます。熔融後にサンプリングしたものがクリアランス測定設備のところに行って、OKになればインゴットとして2次加工業者の方に回されます。アウトの物は電力事業者へ返還されます。もう一つ注目したいのが、海上輸送が想定されていることです。普通の物は陸上輸送ですが、わざわざ大型の処理棟というものをオプションとして考えています。つまり、事業

対象物の拡大を福井県は考えているのです。日本はまだ大型の蒸気発生器やタービンなどを国内で処理できていません。使用済み核燃料を搬送して使い終わったキャスクなども大型の廃棄物になると思いますが、それらを処理する事業を考えています。嶺南Eコースト計画の中で、クリアランス集中処理施設の設計図には大型廃棄物処理棟が組み込まれています。これがビジネスとして成り立つのか皆さんご心配かと思いますが、やはり福井県はこれまで電気事業者や国からいかにしてお金をいただくかということに長けていて、ここでも基本料金をまずいただいて処理料金を別枠にするという制度設計をしています。

種々論点はあるが

このようなことを考えながら、規制庁の了解を得ないとこの事業は進められないので、規制庁との意見交換会が2023年の7月から3回にわたって行われています。2024年の4月10日に、この意見交換会で出たことを規制庁から原子力規制委員会に対して報告をしています。その際に技術的な論点として挙げられたのが、①意図的な混合・希釈をしないことの判断基準～測定も何もしないで集中処理施設に運ばれていくのですから、高レベルの廃棄物が混じっている可能性があるわけです。②熔融の効果の捉え方(熔融による核種移行効果・熔融による均一化効果)～スラグとかダストとか排ガスに核種が移行してしまうことの効果です。③汚染評価に必要な情報の確実な受け渡しの担保ということで、これも非常に重要な論点だと思います。報告会の際に、規制委員会からいろいろな意見が出ました。

熔融炉がすごく大きいのです。ドイツやスウェーデンでは3tぐらいの割とコンパクトな炉で熔融していますが、日本は10tの熔融炉を考えていることに対して規制委員会の方から質問が出ていました。しかし、今年の1月29日の原子力規制委員会で、集中処理の実施に対してクリアランス規則の改正の必要はないということになりました。あとクリアランスレベル以下であることの確認の前に熔融等の処理を行う

場合、これは今までと大きく違うことなのですが、本当にさらっと、審査基準に「クリアランスレベルを満たすために意図的に放射性物質によって汚染されていない資材その他のものを混合して、希釈して処理をしないことを明記する」と、これだけです。それ以外は認可の申請があった段階で審査するというものでした。

新会社設立へ

この規制委員会の前の規制庁との意見交換会で、事業主体が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定する「廃棄物管理」の許可を取得することで集中処理事業は実施可能という話が出ていましたが、規制委員会で確認されたのでゴーサインが出てしまいました。本当に手回しがいいのです。国との協議で事業化の見通しがついたということで、新会社設立のための出資金を県は2025年度の当初予算に組み込みました。2月15日の新聞報道によると、20億のうち県は出資金10億2000万円(出資比率51%)で、敦賀市はこの工場が建設されるため他の市町より多くて2億8000万円、嶺南の自治体が合わせて19%を持つということで、高浜町・おおい町・美浜町は3800万円ずつ、原発がない小浜市と若狭町も1900万円ずつ出す。これは小浜市や若狭町の企業が企業連合体の中に参画する可能性があるためだと思います。だから決して立地地元だけではありません。あと民間、関西電力と日本原電と県内の金融機関(福井銀行と小浜信用金庫と敦賀信用金庫)が6億円(30%)を出すと決まり、着々と進んでいます。5月30日には「原子力リサイクルビジネスの推進に関する包括連携協定」を結んでいます。目的は「福井県嶺南市町、電力事業者および金融機関が相互に協力し国内初となるクリアランス集中処理事業を推進することにより、地元企業が元請に近い立場で業務を受注できる産業構造の構築および資源の有効活用を図る」、これが念願なのでしょうね。「地元企業が元請に近い立場で」というフレーズが入るといことは、本当に自分たちは冷や飯食わされてきたのだと、苦々しく思っていたのかと推測してしまい

す。そして8月1日には敦賀市に福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社というものが設立されました。社長は来馬克美氏(元県総合政策部企画幹、元福井工大教授)です。長年原子力行政に携わっていた人物という感じです。ここで原子力規制委員会への認可手続きを進めたり詳細設計をしたりして、2031年頃の操業開始を目指すとしています。大きな10tの炉で溶融するのは海外でも例がないので検証データがありません。実際に作ってからでないとなんかよくわかんない、何もかも未知のままというのが、今後検討すべき課題になっています。

均一に溶融できるのか

今後の対応方針ということで、クリアランス推定物が運ばれて来る。今まではクリアランスレベル以下だということが確認されたものが搬出されたので、運ぶのがもっと楽だったのですが、今回の集中処理事業が考えているのはクリアランス推定物なので、クリアランスよりも高い線量のもので運ばれる可能性が十分にあります。その場合、やはり放射性廃棄物を運ぶということで、特別な容器に入れなければなりません。均一化効果とは言っていますが、東海原発のクリアランス制度対象物測定装置は1t以内のものです。1t以内の対象物を結構な時間をかけて測定してOKだったらクリアランス認定されてサイト外に出されるわけです。たぶん大変な労力が必要だと思います。1tずつなので。そこで、もっと大量に一度にできるようなことを考えて今回10tの炉が想定されています。ドイツとかスウェーデンが溶融後検認に使用している炉は3.2tとか3.5tなので規模が違います。それだけ大きい炉で一度にいろんなものを混ぜると、意図的希釈ではなくても高い線量のもので入れられる可能性があるのではないのでしょうか。核種移行ですが、例えばセシウム137は金属にはほとんど残らず、100%ダストに行ってしまいます。ストロンチウム90は100%スラグに行ってしまいます。コバルト60は金属に残るのが20~100%と、幅があります。だから大きな炉に混ぜ入れて本当に均一化するのかと

か、同じように炉に入れたとしても同じ結果が得られるのか疑問です。実際に作った炉で実験した結果がないのは問題だと思います。福井県は、こういった核種がスラグやダストに移行することを「溶融除染」と言っていて、初めから考慮に入れた運用をすると規制庁との意見交換会で堂々と述べています。今まではクリアランスレベル金属として認められなかったものが、サイト外に出してしまう可能性があります。サイト外に出る際の搬出ルートで事故が起こったらどうなるのかという問題もあります。また、せっかく雇用を創出できたとしても、被ばく労働になる懸念もあります。

集中処理施設は実機でデータ収集？

なお集中処理施設の建設予定地ですが、今年3月の敦賀市議会で山本貴美子議員からの質問で敦賀市の担当課が答えたところによると、敦賀市の浦底という集落にある日本原電の所有地が建設予定地になるそうです。すぐ近くに海水浴場があり、水産試験場のすぐ裏手になります。敦賀湾に面していますから、排ガスなどの問題がもしきちんとクリアされないとすれば、敦賀市内よりむしろ対岸の地域への影響が懸念されます。

末田一秀氏が指摘する問題として、意見交換会の中で福井県から「汚染源の系統が特定できないようなものについても認めてほしい」という、とんでもない要望があり、これを規制庁が規制委員会に報告したのですが、規制委員の中からさすがに「具体的にどのようなものかわからない」という発言もあったが、結局これも審査の段階で判断するということが問題が先送りにされています。また、福井県に対して、「実機によりクリアランス申請に必要なデータを着実に蓄積すること」と規制庁が言い渡していることについて、1回認可した上で実機を作り、そこで初めてデータを集める実験をするという前提の問題性をあげています。ものすごくお金をかけて大きなものを建てて、そこから初めてデータを集めてというのが、普通ではあり得ないと思います。さらに、クリアランスレベルを上回る汚染があっても希釈されて検認後の再利

用物が巷に出回るとともに、沸点の低い放射能は排ガス中に移行して周辺環境の汚染を招く可能性があります。末田さんは元々大阪府で環境行政に携わっていた方なので、10tクラスの溶融炉に放射性物質をキャッチできるようなフィルターを装着するのは難しいのではないかと仰っていました。その辺をどういう設計にするのかもこれからの問題としてお思います。末田さんたちが制度導入の時に勝ち取った自主ルールがないがしろにされて、原発解体廃棄物でフライパンが作られることになりかねない、今まさに瀬戸際かもしれないという危機感を持っておられて、私自身も本当にそうだと思います。

解体撤去を急ぐ理由

では、廃炉時代に他に選択肢はないかということ、もう一度考えてみた方がいいのではないかということで、「原子力発電に反対する福井県民会議」が『廃炉時代に向けた提言』を出したものを末田さんが冊子にしてくださっています。その中に、廃止措置というのは解体撤去だけではなくて、密閉管理して放射線量が低くなるのを待つ方法や、遮蔽隔離といって、放射線がほとんどないようなタービン建屋などは先に解体して、原子炉が入っている格納容器などは遮蔽隔離して減衰するのを待つ方法が海外では主流だそうです。解体撤去をするにあたって、安全貯蔵期間の間は触らない。日本はこの安全貯蔵期間ってというのが、運転終了後5年から10年だそうです。イギリスやカナダでは、80年だそうです。アメリカでも最近60年ぐらいが増加しているそうです。提言では、100年程度密閉管理した後、解体していくのが一番いいとしています。コバルト60の半減期が5.27年で、20年後では10分の1にしか減ってないが100年後には100万分の2になっているということで被ばく労働の大幅な軽減になるということです。なぜ日本が運転終了後5年~10年かということ、これは原発を新增設することを考えていて、今原発が立地している場所に建てるのが住民を説得する上で一番簡単なので、解体撤去した後もう1回建てる

ことを当時は考えていたからだと思います。でも現実
に新しい原発が建てられるかという、そんなに簡単
なことではありませんから、今建っているところを無
理やり解体撤去して新しいものを建てる必要はない
わけです。廃棄物の処理が進まないのであれば、密閉
管理や遮蔽隔離という方法をとるのが賢いやり方
はないかと私は思います。

福島事故由来の除染土に思う

あともう一つ、福島事故由来の除染土の話です。8
月22日の中日新聞の記事を紹介します。福島原発
事故の除染で大量の汚染された廃棄物や土壌が発生
し、そのうち除去土壌が約1410万m³を30年以内
に福島県外へ搬出することを国は福島県に約束しま
した。環境省は県外搬出量を減らそうと、除去土壌の
再利用を進めるが、実証実験の選定地では反対運動
が起こり、やむなく官邸、霞ヶ関中央省庁での再利用
を進めているという記事です。1kgあたり8000ベ
クレル以下という驚きの数字ですが、「復興再生土」と
呼んで公共工事に使うとしています。実証実験として
関東付近で選定しては反対運動で潰れるというこ
とを繰り返しているの、やむなく官邸とか霞ヶ関の中
央省庁で再利用を進めることを考えているようです。
一般が受け入れやすい状況を作ろうというのが彼ら
の目論見だとは思いますが、中央省庁と書いてありま
すが地方の省庁に対しても拡大する方針だと書かれ
ています。

私達が問題視しているのは100ベクレルですが、
8000ベクレルの除染土を各地にばら撒く行為は、
クリアランスの反対運動にとっても痛手だと私は考
えています。8000ベクレルを受け入れるのなら、100
ベクレルなんて大丈夫だという考えが、今まで放射
性物質に対して注意してきた人たちの中からも出て
きているので、大事なことだと思って紹介しました。

被ばくのリスクへの懸念

これと同じような動きとして、7月27日に関西電
力がクリアランス金属を建材として国内で初めて使用

するということがニュースになっていました。美浜町
にある原子力事業本部敷地内にある緊急時対策所の
建材に、ふげんの廃炉作業で出たクリアランス金属を
使用するという事です。これも電力会社が自分たち
の施設の建材として使うことによって安全性をアピ
ールすることが目的ではないかと思えます。

私自身の懸念として、ビジネスモデルとして採算を
優先することで安全性への配慮が二の次になる可能
性があるということです。これまで認定されなかった
放射性廃棄物が処理されて、クリアランス金属とな
ってフリーリリースされてしまうことへの不安もあり
ます。マスコミも集中処理事業についてはそのビジ
ネス性に期待を寄せていますが、ビジネスには魔物
が潜んでいることもあると感じます。あと素朴な疑
問は、放射性物質は集中管理が基本中の基本である
のに、なぜ日本はそれと逆の方法での処分を急ぐ
のかということ。汚染水の海洋放出もこれと重なる
のですが、汚染水の海洋放出とか食品の放射線量
とか8000ベクレルの除染土のバラマキとか、非
常に身近に多くの被ばくリスクを抱えています。本
当にそれらの管理がきちんとなされているのだら
うか。たとえ管理がなされて、それが基準値以下
であったとしても、その積み重ねが大きなリス
クになるのではないかと。どんなリスクでも軽視
してはいけないのではないかと。というのが素朴な
疑問としてあります。またこれらのリスクを負う
のが私たち一般市民であって、原子力産業が受
益者であるということが、理不尽でないのかとい
う疑問があります。もう本当にいろんなことの中
で、これ以上被ばくはしたくないという権利が守
られてほしいというのが私の率直な意見です。

歌手の福山雅治さんの「クスノキ」に込められた
「すべての命が等しく生きられる世界」への願
い、これに尽きると思っています。本当にそ
ういう優しい世界であってほしいです。



美浜原発敷地に

新增設する新型革新炉

東山幸弘さん(裁判の会 副代表 高浜町在住)

関西電力が地質調査を再開

裁判の会の副代表で高浜町に住んでおります東山幸弘です。美浜原子力発電所の敷地内に増設する新型の革新炉とはどういうものかを知っていただきたいと思って、パワーポイントで資料を作りました。

関西電力は7月18日に美浜原発の中で地質調査を再開すると発表しました。2010年ぐらいからリプレース(建て替え)するための地質調査を始めるといって進めていきましたが、福島事故があったので中断していました。今年の7月になって初めて地質調査を再開するという発表をして、22日に福井県と美浜町に地質調査を再開したいという話を持ってきました。

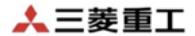
福島事故の教訓を踏まえた新型革新炉

今度、美浜にリプレースしたい原発というのは新型革新炉、次世代型の軽水炉であると言っています。安全性を高めた福島事故の教訓を踏まえた原発だということで新型革新炉と言っております。福島の事故はマグニチュード9の地震と15mの津波が押し寄せてきたということで、福島第一原発はいわゆるメルトダウンして大量の放射能をばらまくということになりました。地震でどこがどの程度壊れたかというのは、今でもよくわからない状態です。地震によって外部電源、外から電気を送っている送電線が止まったので非常電源が動きました。ところが地下に発電機があるのですが、津波によって海水が入って発電機は止まる。そこにある配電盤とか電池とか全部水浸しになって、原子炉に電気が来ないという状況が生まれ、電気が止まれば電気で動かししているポンプが止まるので、原子炉が止まった後、冷やすことができなくなりました。原発というのは、制御棒が挿入されたら即停止するというのではなくて、制御棒を入れても大変な熱を

持っているので、1日、2日冷却しないと燃料が溶けてしまうという特殊な状況があります。火力発電所なんかは地震で停電して発電所が止まったとしても、燃料が止まれば石炭なり石油なりが止まるので、それ以上事故が拡大するということはないのですが、原子炉は止めてもその後、冷却水を回して冷やさないといけません。結局ポンプが回せず、核燃料が溶けて、圧力容器を溶かして下に落ちる、いわゆるメルトダウンが起こったということで、膨大な放射性物質が放出されました。それに対して、新型革新炉というのは、燃料が溶融しても放射能を外に出さないというのが謳い文句になっています。

原子炉の安全というのは、「止める、冷やす、閉じ込める」。「止める」は、制御棒を挿入して核反応を止める。「冷やす」は、ポンプを回して水を回して冷やす。「閉じ込める」は、格納容器の外に放射能を出さないように閉じ込めるということで安全だと言われております。ただ一番重要なことは、冷やすことに失敗すれば放射能を閉じ込めることができないということです。冷やせなかったら、どうしようもないということになります。それで、革新軽水炉というのは、核燃料が溶融しても放射能を格納容器内に閉じ込めるということです。その手段としては、炉心の下にコアキャッチャーを設けて、溶けた燃料が出てコアキャッチャーで受け止めて、そこから放射能を外部に放出しないということが一点。もう一点は、溶けた核燃料から放射能を持った水素とかヨウ素、セシウム、燃料の温度が上がっておりますのでヨウ素もセシウムも気体になっています。大変な放射能をフィルターの設備等によって取り除いて、そこから放射能を含んだ空気を出さないという構造にする。排気筒がなくても、閉じ込める設備があればいいわけですけど、コアキャッチャーとフィルターという放射能を食い止める設備を加えられているというのが新型革新炉と言われるものです。加圧水型と沸騰水型とがあり、カタログなどもそれぞれ出しております。加圧水型の新型炉として三菱重工は、SRZ-1200という型でホームページに詳しく載っています。沸騰水型についても、日立のHI-

“SRZ-1200”の特徴：全体概要



- 地震・津波その他自然災害への対応、大規模航空機衝突・テロ対策、電源不要の受動的安全システム、シビアアクシデント対策等の世界最高水準の安全対策
- 再生可能エネルギーとの共存等の社会ニーズを踏まえたプラント機能向上

冷却・閉じ込め機能強化

炉心・格納容器冷却システム等の多重性・多様性を強化

セキュリティ高度化

最先端技術を適用したサイバーセキュリティ

大型航空機衝突対策

航空機衝突に耐える格納容器の強靱化

耐震性向上

建屋頑健化、低重心化等

パッシブ安全設備の導入

電源を必要としないパッシブ安全設備も用いて炉心冷却、溶融炉心対策

溶融炉心対策

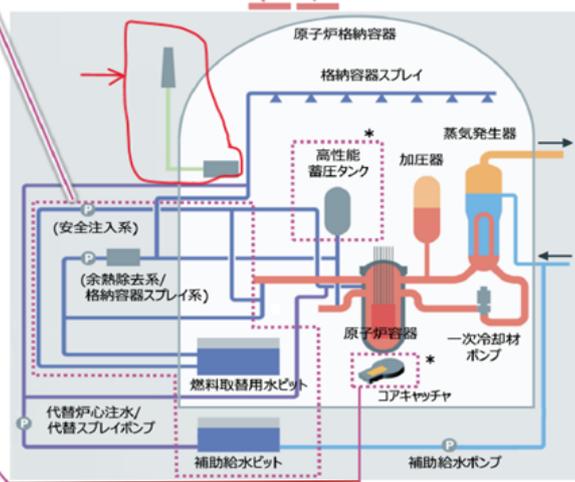
万一の炉心溶融時にもデブリを専用設備（コアキャッチャ）に捕捉し、最終障壁である格納容器外への放出を防止

津波、その他自然災害への耐性

津波・竜巻・台風・火山等の自然災害への耐性を強化

再生可能エネルギーとの共存

出力調整機能（周波数制御、負荷追従）の強化



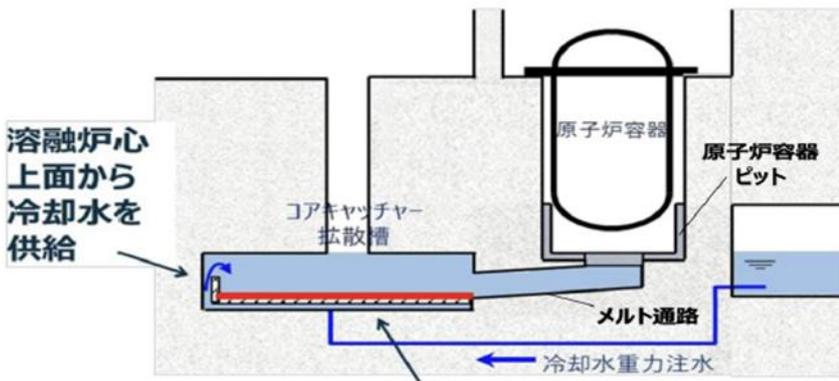
ABWR という新型炉と、東芝では iBR という革新軽水炉を考えているということです。関電はすべて加圧水型の原子炉を使っているので、今回は三菱重工の SRZ-1200 について説明することにします。

三菱重工の新型革新炉

三菱重工の SRZ-1200 という新型革新炉の仕様は、電気出力が 120 万 kW です。燃料が 193 体入って、ちょっと違うのが、原子炉の冷却系が違います。ループが 3 ループ、蒸気発生器が 3 台と。高浜原発 1,2 号は 82.6 万、3,4 号は 87 万で、80 万 kW クラスです。大飯 3,4 号、117 万 5 千台というのが、いわゆる 100 万 kW 級の原発です。新しい三菱の 1200 というのは大体このクラス、100 万 kW の原発です。100 万 kW 級は蒸気発生器が 4 台あります。高浜などの 80 万クラスは蒸気発生器が 3 つです。100 万 kW の原発なら大体 4 ループ、4 つの蒸気発生器が入っているというのが、現在の原発の大きさになっております（蒸気発生器の性能が向上したため、3 ループで 100 万 kW の発電が可能とのカタログ説明です）。新しい SRZ の特徴、全体概要と

ということが書いてありますが、この中で一番肝心なのは炉心の下にコアキャッチャーを設けていることです。原子炉容器の下に受け皿のようなものがあります。炉心が溶融してもコアキャッチャーで受け取るから、福島原発事故のように底に溜まることはないと言っています。これは新しい原子炉を作るときでなければ設置できないもので、既設の原子炉に付け加えることはできないということです。それ以外に建物を強化して津波とか自然災害への耐性を強化することで、原子炉の格納容器を強化していると耐震性を向上するということも言っております。格納容器の左上の方に赤線で囲んだ部分は、中で事故が起こったときにフィルター設備があって、排気専用のところから出すというものです。このような特徴がありますけれども、ほとんど現在の原子炉と変わりありません。

これがコアキャッチャーの図です。炉心から左の方に拡散槽というのを作って、溶けた燃料、デブリを流していく仕組みです。原子炉容器の下の受け口でメルト通路があって、コアキャッチャーの拡散槽の方に燃料の溶けたものがこっちの方に流れていき、ここを封

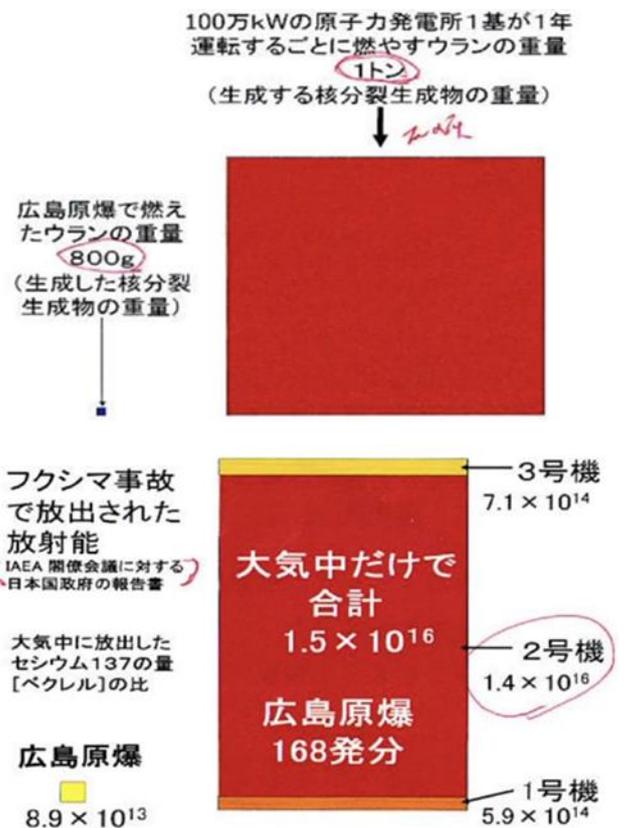


十分に拡散させてから冷却水を供給

このぐらい溜まると言われております。広島原爆の熱量的に言えば、1日3発分ぐらいを発電するのに使うわけです。1年間運転すれば、1,000発分ぐらいの「死の灰」が燃料の中に溜まっているということです。広島原爆の時に放出したセシウム137の量は、約

じ込めるといのがコアキャッチャーの役割となっているわけです。それともう一つは、燃料が溶けた時に大量の放射能が出るので、この原子炉建屋の左側の方に放射性物質の放出を防止するものを新たに作って出ないようにすると言っています。この中に放射能を閉じ込めて、福島にあるような高い煙突は設けずに、この中で全部閉じ込めるといことなんです。この中で蒸発したヨウ素やセシウムなどを水のタンクに引っ張ります。凝縮タンクと言います。そこに水が入っていて水の中を通せば蒸発したセシウムやヨウ素などを水の中で溶かすので外に出ることはない。そこで出た空気については希ガス貯留タンクの中に閉じ込めて、事故があっても一切外に出しませんという構造を考えているといことなんです。だけど、このような設備で出た放射能を持ったヨウ素やセシウムなどが、全部この中で収まるくらいの量になるかどうか。収まらなかったら大気に出さないと希ガス容器のタンクが爆発しますので、この程度の設備で全て収束できるかどうかは、これだけ見てもわかりません。

8.9×10の13乗(ベクレル)ですが、福島原発1号機から出たセシウムは、5.9×10の14乗。2号機からは、1.4×10の16乗。3号機からは、7.1×10の14乗。放出されたセシウムのほとんどは、2号機から出たといわれています。1号、2号、3号で同じようにメルトダウンしたのに、何が違ったかといことなんです。原子炉の圧力容器で燃料が溶けて圧力が高まると、煙突の方から排気しないと原子炉の圧力容器が爆発するといことなんです。バント(減圧)したわけなんです。バントしたとき、下にサプレッションチェンバー(圧



福島事故で放出された放射能

これは小出裕章先生が今年の4月6日に講演されたときのスライドをそのままお借りしました。わかりやすいように面積で表しているのですが、左の下の小さな黒い四角が広島原爆の核分裂生成物で、約800gといことなんです。右側の赤い大きな四角が、100万kWの原発が1年間運転したときに燃料の中に蓄えられる核分裂生成物、いわゆる「死の灰」が

力抑制室)というところがあって、そこに水が入っています。圧力容器の蒸気逃し弁を開いたら、サブプレッションチェンバーの中の水を通した後の空気が煙突から出たということです。1号と3号はサブプレッションチェンバーの中の水を通して放射性セシウムやヨウ素などがこの中に溶けて、その残りが排気筒から出たということです。ところが2号はサブプレッションチェンバーの水を通さないで、どこかが爆発して大気中に出たということです。3月14日の夜に原子炉の下で爆発音が聞こえたということですが、それはサブプレッションチェンバーの水を通さないで直接出たということで、大量に放射能が出たわけです。

2号機の爆発によって大部分が出ましたが、それでも福島事故の時には8割ぐらいが風向きによって太平洋の方に出ました。陸上の方には2割ぐらい放射性物質が拡散したということです。本当に福島事故は幸運にも東側が海だったので、西から東に吹く風が普段吹いているので、大部分は太平洋の方に出ました。ところが、風の向きによって、特に波江町などはひどい汚染をされたという広がりを持っています。まあそんなことで、小出さんによりますと、炉心にあったセシウム137の約2%が大気中に出て、そのうち84%ぐらいは偏西風に乗って太平洋に出たということで、陸地に降ったのは16%ぐらいだったということで地形的に幸運な場所だったと言われております。

福島事故後の新規制基準

そんなことで福島事故があったので、やはり再稼働するためには新しい規制基準を作って、それぞれ改造して許可をするということに新しい規制委員会はしたのですが、既設の原発にはコアキャッチャーを設けるといような改造はできないので、後からできるような改造をするということです。原子炉から出る放射能を持った蒸気は微粒子フィルターで取って、その残りはヨウ素フィルターで取って、排気塔を新しく作るというような改造をされています。また、緊急時対策所の整備ということで、要するに免震事務棟、

福島の事故が起きた時に東京電力の本社や政府との連絡を取ったという建物です。この緊急時対策所というのは、東電の柏崎刈羽原発が中越沖地震の時に、変圧器から煙が出ているにもかかわらず、消防署と連絡取れなかったということがありました。地震で外部と連絡が取れる設備が壊れたというか、建物に入れなかったということで、当時の泉田知事がそんなことでは事故対応ができないと強く言って、東電の原発では免震事務棟ができました。福島も事故が起きる3ヶ月ぐらい前にこの免震事務棟ができて、外部との連絡が取れるようになったと。そういうちょっと曰く付きの建物です。関電の原発や他の原発にも、こういう建物はありませんでした。地震が起きた時、外部と連絡が取れるような建物というのがないので作りますということです。この建物を作っても、ここから原子炉を制御するとか監視するとかいうことはできません。単に外部との連絡が取れるということと、運転員や保安要員、緊急時の作業員を待機させておく建物です。そのほかの対策ということで、格納容器が破損して、どこか隙間が空いて放射能の雲が出てきたら水で撃ち落とすための放水砲や、汚染した海水が広がらないようにシルトフェンスで拡散するのを防ぐと言ってありますけれども、この放水砲にしても放射能の雲に色がついているわけでもないし、水鉄砲で撃ち落とすみたいなことはまずできないと思います。シルトフェンスを作ったとしても、その間から放射能を含んだ水が外に出てこないということはありません。フィルター付きバント設備については、関電はやりませんと言っただけで一切していません。水素が出るのを防ぐために水素再結合装置を何十台もつけましたが、これはそれだけ急激に水素を吸着するものでもないし、本当に燃料が溶けて水素が出た時にこんなもので防げるとはとても思えませんが、一応こういう対策をやって再稼働の許可が出たということで、現在運転しているわけです。





美浜原発の基準地震動

そんなことで先日、美浜発電所についての地質調査を11月頃から始めるという新聞記事が出ました。美浜原発の航空写真です。上の方が原発の北部の調査する地点です。これは南側のボーリング調査地点は大体こちら辺じゃないかという点ですけれども、1号2号、少し離れて3号がありますが、この2号と3号の間には新たな原発ができるほどのスペースはないと思います。ついでですけれども、海を渡る丹生大橋があって美浜原発の敷地の中に入りますが、橋の反対側に白木-丹生断層が通っています。美浜原発の周辺はこれだけ活断層があります。特に一番近いのがさっき言いました白木-丹生断層です。敷地からほんの500m程度しか離れておりません。次に近いのが海の中にあるC断層と言われております。これが一番原発に近いということで、特にこの断層はこの右の図にありますように、ちょうど海の中から原発の下を通る縦の断層が走っております。原発の4km下ぐらいにこの断層の断層面があるのではないかとと言われております。白木-丹生断層の方は反対側の方になっておりますので、地上では美浜原発に近いんですけども、C断層みたいにその真下を通っているということはないというのが、今までの調査結果です。

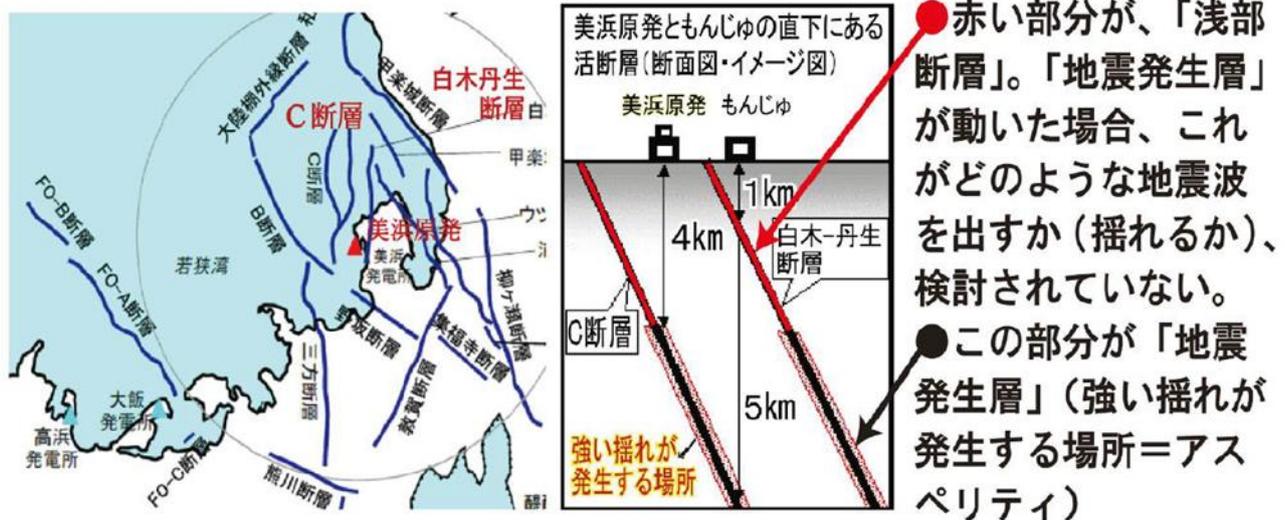
概要公表 30年ごろまで5年間

関西電力は17日、美浜原発での次世代型へのリプレース（建て替え）検討に向けた現地調査の概要を公表した。同原発の北側と南側の二つのエリアを対象に今年11月に着手し、2030年ごろまで約5年間かけて2段階で実施する。概略調査で地質の分布や活断層の有無を幅広く確認した後、エリアを一つに絞り、より詳細に調べる。（岩淵善郎、片山洗希）

【京電力福島第一】3月までの予定で、南北両エリアの計21カ所でボーリング調査が完了した



それでは、この断層について詳しいボーリングで調査するかと言ったら、ボーリングは50mぐらい上の土を取って調べるだけで断層そのものについては全く調べられないし、いろいろ調査すると言っても、何を調査するのかと思います。本当にこんなところに原発を作っているものかどうかということです。今はいろいろと断層があり、現在推定されている長さ、断層が動いた場合に起きる地震の大きさ。安島岬沖-干飯崎沖-甲楽城断層などは繋がっているとすれば76キロぐらいの長さになりますので、ここで起きる地震はマグニチュード8程度の地震が起きると推定されています。一番影響がある地震はどこかということで、基準地震動を算出するのに、それぞれのいろいろな断層のどういうところで地震が起こるかということを決めて計算すると、C断層の2というところで起きるのが一番大きな地震になるであろうと。その時が993ガルになると算出されていて、美浜原発の



基準地震動は 993 ガルだということを関電は評価しました。大飯原発の裁判で問題になったように、いわゆる誤差があるので、その誤差も含めて計算すると 1,100 ぐらいの計算になるということですが、そういうことを関電は一切認めません。それで日本で今までに起きた大きな地震の際に計測された地震動(単位:ガル)を調べてみました。建築基準法の耐震性としては 1,500 ガル、大体震度 6 強、震度 6 程度の地震だったら 1,500 ぐらいは起こると言われております。だから、1,500 よりも大きい地震はいっぱいあったわけです。こういう中で、建築基準の耐震性よりも美浜の 3 号は低いし、大飯はもっと低いし、高浜はもっと低いというような状況です。ただこれは建物が相当大きなダメージを受けるというのが建築基準法の基準ですので、993 ガルになったから言って美浜原発の建物が倒壊するとか、そういうことでなくて、蒸気発生器とか配管などを耐震補強、ちゃんとした支持をしないと壊れるので、その耐震の補強等の基準を 993 ガルに設定するという事です。もっとも全部コンピュータ上で計算して、この例えば一番大きな蒸気発生器の支持はどういうふうにしたらいいかというようなことを計算上出して、993 ガルまでは壊れないと、配管とかそういう設備が壊れないという基準を決めたということです。それぞれの原発によってこの耐震基準は異なっております。一番高いのが柏崎刈羽の 6 号 7 号で、2,300 ガルまでの補強をしているということです。

原発最大限活用へ舵を切った政府

東電の福島事故の後、既存の原発の再稼働からリプレースや新增設に舵を切ったということです。安倍内閣の時は、限りなく原発依存度を低減するとか、原発の新增設や建て替えはしないと書いていたのですが、岸田内閣の時に原発最大限活用へと方向転換をしました。そのために GX 脱炭素電源法を成立させて、原発の運転は原則 40 年と決めていたにも関わらず、全てを 60 年まで運転してもいいことにして、その運転期間を決めるのは規制委員会ではなくて、経産省の資源エネルギー庁に変えたということです。それと長期脱炭素電源オークションを開設して、電気消費者から電気代として資金調達して、電力会社の債権発行も認めて、お金がかかる新しい原発に対して資金の面から補償するという制度を作ったわけです。

その後、石破茂内閣になって、この 2 月に第 7 次エネルギー基本計画を決めた。岸田内閣の GX 脱炭素電源法の実質的な施行を認めるということになったわけです。そういう条件が整ったので、革新軽水炉を関電が発表するような体制ができたということです。この新しい革新軽水炉の現在と違うところは、日負荷追従運転ができるようにするという事です。日負荷というのは、昼間は電気をたくさん使うし、夜はあまり使わないということで、現在は夜も昼も同じ出力で運転していますが、夜は半分の出力で運転をする、つまり負荷に応じた運転をします。なぜこれを今

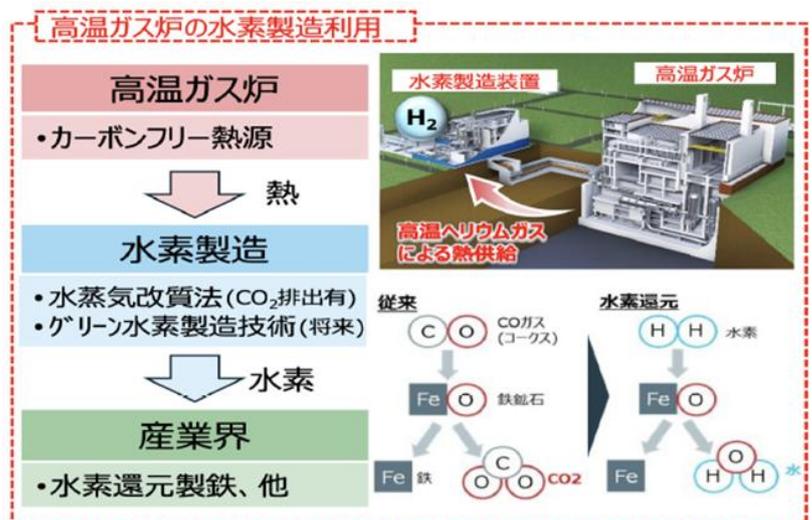
までしなかったかということ、それによって例えば配管なんかが一定の温度になると膨張しているわけです。出力を下げたら当然縮みます。1日の間に出力変動すると、そういうような設備に負荷がかかるので、原発については一定の運転、一定の出力でずっと運転するというをやっているわけです。ところが実際は電力需要が昼間多くて夜少ないので、それに合わせた運転ができると言っています。また、稼働率を向上させるために、今は13ヶ月運転して定期点検をして、また13ヶ月運転するというパターンですけれど、今度の炉は24ヶ月運転して点検するというところで、2年間続けて運転できて、点検期間も1ヶ月とか2ヶ月に短縮すると言っています。また、高燃焼の燃料を使う、つまり燃料の中に核分裂するウランの量を増やした燃料を使うということです。現在も使っているのですが、今度は全部高燃焼の燃料にすると、これを使うので24ヶ月運転も可能だということです。それからフルMOX、プルトニウムとウランの混合燃料を全部の炉心で使えるようなフルMOX対応の炉心にするという点です。現在、高浜3,4号機はMOX燃料で運転できるようにしていますが、一番多くても認可が出ているのは40本ですので、5分の1程度までは使っていっていいと言っていますが、実際には多い時でも16本ぐらいです。

また三菱重工の資料では、原子力プラントを支えるサプライチェーンの維持のためにも早期の新設が必要と訴えています。プラントメーカーが3社あって、その下にいろいろな協力会社が400社以上あったが、福島事故があった後に、協力する会社が減ったということです。なかなか原発だけでやっていけないということで撤退していったという現状があるわけです。国内企業が蓄積してきた技術を継承していかないと既設原発の安全運転にも支障を来すので、原発の早期新設によって原発に関わる業者や技術力を維持、強化していきたいという思惑があるようです。

高温ガス炉と小型軽水炉

革新軽水炉以外のことにも少し触れておきます。三菱重工のホームページに小型軽水炉についても紹介されています。これは電気出力30万kWで、大変小型なSMR炉です。それ以外に高温ガス炉というものも作っているということで、研究は1980年ぐらいから、いわゆる昔の原研で高温ガス炉を実際に行っていますが、なかなかうまく進んでいないようです。この高温ガス炉では900度ぐらいの温度のものが配管中を通るわけです。そんな状態で、すべてのものがうまく動くかと言ったら、これは大変な問題です。次に高速炉というのはプルトニウムを使う炉です。もんじゅが失敗したように、プルトニウムを使う原子炉というのは、そんなに簡単にはいかないと思います。高温ガス炉とはどういうものかということ、従来の溶鉱炉というのは鉄鉱石をコークスと一緒に燃やして鉄を分離して、その残ったCO₂を煙突から排出しています。それを水素還元、つまり高温ガス炉で高温の水素を作って、鉄鉱石と反応させて鉄を取り出す。残ったのはCO₂じゃなくて水が出てくるということで、CO₂を出さない溶鉱炉であるというのが謳い文句です。

小型軽水炉というのは原子炉と蒸気発生器を一体のものにするというのが特徴です。このSMR小型原子炉というのは原子力潜水艦用なのです。もともと原発というのは原子力潜水艦用の原子炉を発電用に



応用したという経緯で原子力発電所ができたわけです。「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」が、次の防衛力には原子力潜水艦だと言っています。原子力潜水艦というのは、何十日間も潜行できるという潜水艦ですから今のアメリカや昔のソ連の核戦力の中心を担うものなのです。冷戦時代のソ連は230隻ぐらい原子力潜水艦を造ったということです。アメリカもそれ以上の原子力潜水艦を造ったと思いますし、今でも原子炉の主要なものは原子力潜水艦用の原子炉ではないかと思います。小型の原子炉の開発目的はこの原子力潜水艦を造ることではないかと思いません。

新增設より使用済み核燃料処理を！

9月22日の日経新聞に、前原子力規制委員長の更田さんと関電の森社長のインタビュー記事が掲載されました。森社長は「原発の建て替えには大きな初期投資がかかる。建設のリードタイムもあり、時間軸の極めて長い事業になる」と言っています。つまり、今から作るにしても20年ぐらいはかかるだろうと言われていて、しかし、「原発内にたまる使用済み核燃料については(中略)貯蔵量を将来的には減少させていく。この実現が私の責務だ」とも言っています。やはり今は使用済み核燃料をどうするかということが一番肝心なので、新型のことで心配するよりも、使用済み核燃料を乾式貯蔵にするかなど、我々の運動としてもそのことを見据えておかないと、新しい原発の方に目を奪われてはいけません。新型革新炉とはどういうものかということは知っておかないといけません。今すぐどうかなるということではないと思います。美浜の3号機が、もし60年運転するとすれば、あと20年先です。20年後に新しい炉ができてくるのかどうか、そのぐらい時間がかかることだと思います。

最後に、11月30日に高浜で「原発を続けるための乾式貯蔵NO！全国集会」を開きます。やはり今一番問題なのは、原発をどうにかして続けようという動

きですので、このような集會も続けるということです。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟:2025年10月24日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日:2012年6月12日。2020年12月4日一審原告勝訴！現在控訴審が進行中。
- ◇ 主な争点:基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。
- ◇ 経過:国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。

7月18日の第10回口頭弁論では、原告は、準備書面(13)(一審被告第22準備書面及び参加人準備書面(5)の地盤の変位に関する反論)及び準備書面(14)(地震動に関して一審被告第22準備書面第3に対する反論)を陳述。国は第23準備書面(敷地内破碎帯に関する補充主張)を陳述。また懸案であった弁論更新として、原告と国は基準地震動について各30分間のプレゼンを行った。

次回第11回口頭弁論期日は11月13日(木)14:00から。大阪地裁202号法廷。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2012年11月29日

◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。

◇ 経過:提訴からほぼ13年が経過した2025年9月25日の第48回口頭弁論期日をもって結審。同期日において、原告代理人は「判決に向けて求められる裁判官の態度」ということでした。「福島原発事故後、事故前に原発の運転を是認した裁判官が住民の差し止め請求を棄却したことについて反省の弁を述べる例が少なくなかったが、最近住民の請求を棄却する事例がめだっている。そこに共通して見られるのは原子力規制委員会の許認可があれば安全性が確保されていると推認できるという点である、福島原発事故から14年、廃炉の見通しもなく、多くの被害者が今なお呻吟しているなかで、原発事故によって生じる深刻な人権侵害からの救済が裁判官にもとめられることである」と陳述。さらに「もし、私たちが暮らす150万近い居住人口を有する京都市の後背地ともいべき若狭の海に面する大飯原子力発電所で、一旦福島原発事故のような惨劇が発生すれば、その被害は広範囲に及び、文字通り100万をこえるきわめて多くの人々が深刻な打撃を受け、経済的にも社会的にも重大な被害が及ぶことは言うまでもない。そうしたことからいえば、大飯原子力発電所について相対的安全性の考え方は決して採用されてはならず、その安全は絶対に確保されなければならない。そうしたことからいえば、いやしくもその安全性にいささかでも危惧懸念がもたれる時は、そこに暮らす人々の人として生きる権利、その平穏な生存を確保するという人格権にもとづき大飯原子力発電所の運転を差し止めることは、裁判所が国民から負託された当然の責務であるといわねばならない」と結んだ。

なお、判決に向けて公正な判断を求めるために原告団が行った署名集めの総数は最終的に20,957筆となり、9月25日の最終弁論の前に裁判所へ提出された。

判決は2026年7月14日。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所:大津地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2013年12月24日

◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。

◇ 経過:主たる争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、2025年2月6日の第43回口頭弁論期日をもって審理は終了。

判決言い渡しは12月25日。

注目!

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所:名古屋地裁→名古屋高裁

◇ 裁判の種類:行政訴訟

◇ 被告:国

◇ 提訴日:2016年4月14日

◇ 主な争点と経過:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉压力容器の中性子照射脆化などが争点。

別件として扱われてきた高浜1、2号機と美浜3号機についての審理(口頭弁論期日は同日に行われている。)は2024年7月19日を最終弁論期日として結審。そして2025年3月14日、名古屋地裁は原告の請求を棄却、一部の原告については原告適格がないとして請求却下判決(いわゆる門前払い)を下した。原告側は3月28日に判決を不服として控訴。原告代理人は9月1日付で控訴理由書を提出。その内容の解説について、老朽原発40年廃炉訴訟市民の会の会報であるデンジャラス通信 No.33(2025年9月5日)より以下引用。

<総論>1 審名古屋地裁で私たちは、原発事故の被害の甚大さ、深刻さを訴えて、万が一にも事故を起こさない視点で判決を書いてほしいと求めましたが、名古屋

屋地裁民事9部は、東電福島原発事故の概要は述べてもわずか1ページで、その被害には全く言及しませんでした。そこで、控訴理由書では、東電福島原発事故の被害を踏まえた原子力規制と司法判断でなければならないことを、あらためて裁判官に訴えようと総論にも力を入れました。新たに総論班も立ち上がりました。控訴理由書では、東電福島原発事故の現実をポイントを絞って訴えました。今なお原子力緊急事態宣言が解除されておらず、東電福島原発事故が収束にはほど遠い現実や、福島県の発表でも2万人を超える人々が避難を余儀なくされている(区域外避難者は把握されていない、避難指示解除が進むと統計上除外されるため正確な避難者数がわからない)こと、深刻な放射能汚染と被ばくの被害として子どもたちの甲状腺がん多発の現実など、甚大な被害が続いていることを説明し、それでも、事故発生時に想定された東日本壊滅(近藤俊介氏による最悪シナリオ)が偶然により避けられたことを肝に銘じなければいけないことも強調しました。その上で、原発が経済合理性もなく、安定した電源でもなく、環境適合性もないこと、すでにドイツや台湾では脱原発が進んでいること、珠洲原発が建設中止になり志賀原発が止まっていたことで重大事故を回避できた能登半島地震の現実も訴えました。

控訴理由書ではその他に「原告適格」「使用済み核燃料・高レベル放射性廃棄物の審査基準不存在」「電気ケーブル」「地震」「中性子照射脆化」「火山」「司法審査のあり方」を争点として位置付けている。

◇その後の経過:控訴審の第1回口頭弁論期日は2025年10月9日。午前中に高浜原発1,2号機(担当:名古屋高裁民事4部)と美浜原発3号機(担当:名古屋高裁民事1部)の口頭弁論が行われた。法廷では、「控訴理由書(1)総論～東電福島原発事故の被害を踏まえなくてはならないこと」について藤川誠二弁護士が、「控訴理由書(2)求められる司法判断のあり方」について中野宏典弁護士がそれぞれ陳述。

今後の日程については、第2回口頭弁論が2026年2月27日(金)(14:00～15:00 高浜事件、15:30～16:30 美浜事件)、第3回口頭弁論が2026年6月3日(水)(14:00～15:00 高浜事件、15:30～16:30 美浜事件)にそれぞれ予定されている。

■ 美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋高裁金沢支部
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2023年1月13日
- ◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。
- ◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。なお、同日に同じく却下決定が出された高浜1～4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告。

最終となった2025年7月11日の抗告審の第4回審尋では、原告側4人の弁護人が約50分間プレゼンテーションを行い、立証責任論、バラツキ問題、震源極近傍地震動問題、本件原発の減肉の事故、避難計画などについて準備書面を提出し、審理は終了となった。決定は年内に出る見込み(2025年10月24日現在では決定言い渡し日は未定)。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層につ

いて「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。

◇ 経過：2025年9月22日、金沢訴訟第46回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われた。今回の原告意見陳述は山本佳代子さん。昨年3月末まで中学校の社会科教師だった山本さんは、生徒が日本や世界のさまざまな課題に目を向けて、自分なりの課題解決方法を考える学習を大切にしてきた。山本さんは「日本のエネルギーと発電」についての授業で、火力・水力・原子力・太陽光・風力・バイオマスなどの中から生徒たちが選んだ発電方法とその理由を語った中で、「どの発電方法にも課題があるが、一番解決可能な課題のある発電方法を選ぶのがいい」という、ある生徒の指摘に注目。山本さんは裁判所に対して、「発電方法は環境への配慮と安全性を重視すべきです。加えて、解決が不可能な課題を持つ発電方法は選ぶべきではありません。核燃料デブリ、放射性廃棄物、事故発生時の避難など、原子力発電は数多くの深刻な課題を抱えています。裁判所は、これらの課題解決の見込みが立たない志賀原子力発電所の運転を差し止め、廃炉にしてください」と力強く訴えた。

原告弁護団は、第61準備書面を提出し、法廷では中田弁護士が61準備書面(原子力防災計画の実効性欠如に関する補充主張)の要約陳述を行った。その中で「能登半島地震で志賀原発周辺の住民が避難できないことが誰の目にも明らかになった」と述べ、「避難できない原発が稼働してもいいのか?」ということが今問われている、と鋭く指摘。

また閉廷後の集会の中で原告団長の北野進さんが現在準備を進めている「第三次訴訟」について報告。全国から新たに50人以上が原告となり、11月ごろに提訴する予定であることを明らかにした(その後、第三次提訴は11月17日に行うことが決定)。

次回期日は2026年1月19日(月)(午後2時から)。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所:富山地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名

◇ 提訴日:2019年6月18日

◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過:最終となった第23回口頭弁論期日は2025年10月1日に行われた。最初に原告団事務局長の清水哲男さんが原告の思いを代表して意見陳述を行なった。清水さんは37年間北陸電力社員として、神通川水域の発電所・変電所で誇りを持って働いていた父親の思い出を語ると共に、その持株を受け継いで2013年から参加した北陸電力株主総会の状況を語った。特に22年6月、清水さんが「能登半島の群発地震が志賀原発に及ぼす影響が心配だ」と指摘したにもかかわらず、それを無視した結果2024年1月能登半島地震が発生した経緯を述べ、裁判所に「住民の生命を守り、会社の存続のために、ぜひとも差止めにつながる判決を出すよう」訴えた。

次に原告弁護団の坂本弁護士が最終準備書面の要約陳述を行なった。坂本さんは「善管注意義務とは何なのか」、「被告らがその注意義務に違反したことは明らか」であり、「それによってどのような被害が出るの

か」ということをわかりやすく陳述。以前の裁判体は「回復することができない損害」とは「会社が全資産をもってしても賠償できないほどの重大事故が発生した場合」としてきましたが、それは少数意見であり、取締役が補填できないほどの損害も対象になることを明らかにした上で、「被告らが善管注意義務に違反した」こと、そして、そのことによって株主に及ぼす被害について、あらためて詳細に陳述した。

そして最後に、岩淵弁護団長が「福島原発事故によって原発の三つの安全神話、『原発が安全であること』、『原発が低コストであること』、『原発が必要であること』がいずれも完全に崩壊した」ことを明らかにし、被告取締役らはその現実を直視せず、住民の生命と安全を危険にさらし、同時に企業の健全な経営を放棄した、と指摘。

最後に裁判長が来年(2026年)3月4日(水)に判決を言い渡すことを決めて、この日で結審となった。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所:東京地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:日本原燃株式会社

◇ 提訴日:2020年3月9日

◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇ 経過:2025年9月18日、第8回口頭弁論が行われた。裁判官の交代に伴い原告被告双方から主張の概要が説明された(準備書面24、25、被告従前の口頭弁論結果に係る陳述)。法廷では北村賢二郎弁護士がパワーポイントを使い「この裁判の争点は難しくありません。主張は分かりやすいものです」と陳述を始め、①地震予測の不確実性ゆえに、科学的に安全を確保できない再処理工場施設を稼働させることは許されないこと、②再処理工場の事故は原発以上に甚

大であるため高度の安全性(耐震性)が求められるが、再処理工場には固有の運転の難しさがあり、かつ、レッドセルのために耐震補強も難しいという問題があること、③再処理工場の運転は次世代への命をつなぐ権利の侵害であり、倫理的にも法的にも許されないことを主張。

原告意見陳述(準備書面26)には教団教師・松岡由香子さんが立ち、汚染地で目撃した植物の異常性に触れ、「神様のお創りなった世界が、原発で新たに出てくる放射性物質によって汚され、そこにすむ命あるものに甚大な被害を与え続けていることに、私は人間の罪を深く感じます。また核のゴミは未来世代へのはかりしれない負の遺産であり、倫理的にゆるされるものではありません。私たちには個人の命を超えて、持続可能な社会を次の世代に継承していくことで、自分たちの幸福を追求するという『命をつなぐ権利』があります。この『命をつなぐ権利』を守るためにも再処理工場の運転を差し止めてください」と訴えた。

次回第9回口頭弁論期日は2026年2月19日(木)14:30から。本裁判の中心的テーマである「命をつなぐ権利」について池田直樹弁護士による主張が行われる予定。

*今回の第8回口頭弁論期日での北村賢二郎弁護士によるパワポ資料は、レッドセル問題を含む再処理工場の問題点をわかりやすく解説したものです。同裁判のホームページで閲覧・ダウンロードが可能です。「宗教者核燃裁判」等で検索してみてください。ぜひお目通しください。

編集後記:今回の2つの学習会の文字起こし・文章整理は新たに事務局に参加した菅井純子さんにやっていただきました▼今秋の乾式貯蔵等をめぐる地元自治体の動きについては、別の機会に報告できたらと思います。
▼12月25日の大津地裁判決に注目です!